

平成 27 年度

隨時(備品)監査報告書

下諏訪町監査委員

27監委第28号
平成28年3月24日

下諏訪町長 青木悟様
下諏訪町議会議長 中村奎司様

下諏訪町監査委員
星野岳生
津金裕美

平成27年度随時（備品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	ページ
1 隨 時 監 査 日 程	1
2 監 査 目 的	1
3 監査内容及び方法	1
4 監査の結果及び意見	2
5 平成26年度随時監査結果及び意見と措置状況	5

1 隨時監査日程

月　　日	曜日	課　等　名	場　　　所　等
2月5日	金	教育こども課	総合文化センター内 教育こども課 公民館・勤労青少年ホーム 並びに文化センター施設

2 監査目的

町の設備、備品には専ら職員等が業務で使用するもののほか、文化、スポーツ、芸術、学習等の分野では町民等が利用する目的で取得しているものがある。

備品の管理・運営状況について、施設での利用状況も含め、順次監査を実施しており、平成24年度は漕艇庫・鍊成の家、諏訪湖博物館・赤彦記念館、平成25年度は図書館、平成26年度は高浜健康温泉センター「ゆたん歩」を対象に、随時監査を実施してきた。平成27年度は、町総合文化センター内の備品を対象とし、総合文化センター施設の利用状況も含めた監査を実施することとした。

3 監査内容及び方法

総合文化センター施設の利用状況、備品の管理状況を聴取し、備品台帳・備品配置図と現物との照合、備品シールの貼付状況の確認を行った。なお、総合文化センターには、教育こども課事務室、公民館、勤労青少年ホーム、大ホール、小ホール及び関連施設が設置されている。

4 監査の結果及び意見

(1) 概況

- ① 下諏訪総合文化センターは、総事業費約19億5千万円をかけ、平成元年4月に、町の生涯学習の拠点、文化創造の場として、また人と人とのふれあいを大切にするコミュニティハウスとしてオープンした。当時、長野県文化公園整備補助事業（地域文化の振興を図るために県下10圏域に対し、各10億円の補助）により建設。諏訪圏域においては2箇所が認められ、広域理事会で、下諏訪町に文化センター、原村に自然文化園を整備することに決定した。
- ② 建物の構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造）3階建てで、複合施設として、文化センター・公民館・勤労青少年ホームがこの建物の中に入っている。文化センター施設として、やまびこホール（大ホール・客席数700席）、あすなろホール（小ホール・客席数300席）の大小二つのホールの他に、楽屋（5室）・リハーサル室があり、公民館施設として1階に展示コーナー、2階に会議室・工作学習室・視聴覚室（編集室）・学習室・着付室・幼児室、勤労青少年ホームとして、1階に軽体育室、2階に和室・集会室・講習室・料理実習室・音楽室がある。その他の施設として、事務室（教育こども課）・もみの木モール・談話コーナー・身障者用エレベーター・身障者用トイレなどがある。
- ③ やまびこホール（大ホール）は、クラシック音楽ホールとして作られた。高校の吹奏楽部、アマチュアの合唱団・オーケストラなどの定期演奏会、演劇、映画、講演会などに使われている。あすなろホール（小ホール）はスタジオ形式の多目的ホールで、後ろの席は移動式の席になっていて壁の中に収納することができ、ピアノ教室発表会、講演会、各種会議、書道や生け花の展示等に使われている。
- ホールの使用料は、「入場料を徴収しないで使用する場合」と「入場料を徴収して使用する場合」、「平日」と「日曜日、土曜日及び休日」の区分、使用時間帯を午前9時00分から午後9時30分までを6区分に分けて徴収している。
- ④ 公民館・勤労青少年ホームでは、生涯学習の場として、未就園児とその保護者を対象とした乳幼児学級（あすなろ学級）や成人学級（やまびこ学級）、高齢者学級（もみの木学級）、下諏訪町を主にした諏訪地域の歴史や文化を学ぶ町民大学講演

会、各種講座（平日昼間、平日夜間、土・日曜日、夏休み）を開催している。また、社会教育に関する各種活動（文芸・語学・美術・工芸・音楽・舞踊・スポーツ・ダンスなど）を行う社会教育団体が、各施設を活動の場として利用している。

各部屋の使用料は、午前9時00分から午後9時30分までを6区分の使用時間帯に分け、600円から8,100円までの設定となっている。

- ⑤ 公民館、勤労青少年ホーム施設は、社会教育団体の利用、各種講座や学級の利用が主で、参加者は高齢者や女性が多く、若い人や男性の参加が少ない状況である。年間延べ約36,300人の利用がある。

文化センターでは、自主事業として「人形劇まつり」や夏と冬に「子ども映画会」を開催しており、使用者数は、ホールが年間延べ約14,200人、リハーサル室は年間延べ約4,200人、楽屋は年間延べ約2,200人となっている。

（利用者数は過去3年間の平均人数）

（2）備品管理状況

- ① 総合文化センターには不特定多数の利用者があり、備品の所在が不明となる可能性がある。センター内の備品は所在地があらかじめ決められている。公民館・勤労青少年ホームに所属する各会議室・利用室については通常施錠をしておき、自由に入退室ができないように管理されている。会議室・利用室の使用前後、また年末時点で担当職員が室内の整頓や、備品の有無をチェックしている。

大小ホール、ホワイエ等にある備品は、簡単に移動できないものが多く、不明となる可能性は低いと考えられる。

- ② 公民館の一部備品は、公民館分館・育成会等の地域団体に対する貸出対象品であり、「備品使用申請書・許可書」の記載事項を確認して貸出を行っている。貸出及び返却に際しては町職員が必ず立ち合い、「備品使用申請書・許可書」は公民館で保管するようになっている。

- ③ 各備品については配置図どおりに設置され、「備品シール」は貼付になじまないものを除き、備品に応じ適切な場所に付されていた。

5 意見

(1) 文化センターで保管している映写機（スライド映写機、16ミリ映写機）は、使用不可能、自動演奏装置はサポート期間切れで近時の利用実績はないとのことである。公民館で管理しているノートパソコンについては、取得から10年以上経過している。

今後、機能的陳腐化が見込まれる物品については、備品として取得するか、リースやレンタル契約にすることが有効かどうかの検討をされたい。

(2) 16ミリ映写機用のフィルム等のコンテンツについては、機器を使用できないことにより利用が難しい状況である。今後の方向性について検討をされたい。

(3) 備品の利用状況に関連し、勤労青少年ホーム内の料理実習室では、衛生管理上入室時に下足からスリッパに履き替えることになっている。通路と料理実習室の床面が同じこともあり、履き替えによる衛生効果が十分とはいえない状況である。効果的な方法を検討されたい。

(4) 事務室内の書庫等一部備品について、台帳にはあるが現物が存在しないものや、現物はあるが台帳管理されていないものが散見されたので、適切な管理を願いたい。

※ 指摘された事項については、対処し報告願いたい。

平成26年度随時監査結果及び意見と措置状況

【監査の結果及び意見】

(1)

不特定多数の利用者があることから、事務室内の回数券、入浴用品等の保管数量が適切であるか検討されたい。

(2)

事業費で購入されたパッケージ型エアコンが多数存在する。これらは、事後的に購入される場合は備品登録されると考えられるが、「備品管理事務の手引き」等の登録基準に従い再点検されたい。

【措置状況】

(1)

回数券の保管については、適切な保管数量を検討しました。当面販売する枚数を事務室の金庫に保管し、残りは会計課の金庫に預けて適宜補充することといたします。

販売物品については、27年度からリンスインシャンプー及びボディーソープの設置により販売品目が減ったこと、また施設利用の定着により施設での販売需要も減ったことから、在庫が多くならないよう入荷数を調整して管理しております。

(2)

高浜温泉健康センターに設置されているエアコン8台は、建設工事の一部として購入したものですが、ご指摘のとおり備品登録しておりませんでした。備品管理事務の手引きに従い、備品登録を行いました。引き続き適切な備品管理に努めます。